

議案第23号

幸手市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部 を改正する条例

幸手市いじめの防止等のための組織に関する条例（平成29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第23条中「指導課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月19日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

幸手市教育委員会事務局の内部組織の見直しに伴い、課名の変更をしたいので、この案を提出するものである。